

## 平川市小中学校照明設備 LED 化業務に係る公募型プロポーザル実施要領

### 1 目 的

本事業は、平川市（以下「本市」という。）におけるカーボンニュートラルの実現に向けた温室効果ガスの排出抑制及び高騰する電気料金の節減による行政コストの軽減を目的として、市内の一部小中学校の照明設備 LED 化をリース方式により実施すべく、民間企業のノウハウ、資金、技術力を活用し、計画・工事・維持管理等に関する提案を受け、最適な事業者を選定するため、公募型プロポーザル実施し、この要領で必要な事項を定める。

### 2 概 要

- (1) 事業名 平川市小中学校照明設備 LED 化事業
- (2) 内 容 別紙仕様書のとおり
- (3) 契約方式 リース契約
- (4) 事業期間
  - ① LED 照明機器への改修等 契約締結日より令和 8 年 3 月 31 日まで
  - ② リース期間 導入施設毎に工事終了の確認の翌月から 10 年間（120 か月）
- (5) 提案上限額（消費税及び地方消費税を含む。） 総額 37,800,000 円

### 3 参加資格

参加者は、次に掲げるすべての条件に該当するものとする。

- (1) 応募者
  - ① 応募者は、本事業を行う能力を有し、法人格を有する単体企業または共同企業体（それぞれが法人格を有する複数の企業の共同）とする。
  - ② 共同企業体で応募する場合は、構成員の中から代表者を 1 者選定するものとし、その代表者が本市との連絡窓口となり、提案に必要な諸手続きを行い、その他の構成員は連携して事業遂行の責を負うものとする。

なお、各構成員は、他の共同企業体の構成員として本プロポーザルに参加することはできない。また、構成員の変更は認めない。
- (2) 応募者の役割
  - ① 応募者は、次の役割をすべて担い、共同企業体の場合は各構成員が次の役割を分担する。
    - ア リース役割  
本市とのリース契約を締結し、各役割を統括し事業実施に関する責を負う。
    - イ 施工役割  
施工に関する業務をすべて実施する。
    - ウ 調査設計役割  
調査・設計業務を実施する。
    - エ その他役割  
上記ア～ウ以外の維持管理、本設備の供給等を実施する。

※上記ア以外の各役割は、複数事業者での構成も可とする。なお、上記ア～エを担う者がそれぞれ異なる場合には、構成員の間で交わされた契約書、覚書などを締結し、その写しを提出すること。

### (3) 応募者の参加資格要件

- ①令和7年度平川市一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書を提出していること。なお、本プロポーザルの参加申込にあたり新規提出する場合は、後述の参加表明期日までに提出すること。  
（共同企業体に応募する場合、代表者及び構成員が入札参加資格審査申請書を提出していること。）
- ②この要領の内容を十分に遂行でき、事業運営、維持管理を円滑に行うため迅速に対応できる者であること。
- ③事業期間に定める期日までに改修工事を完了することができ、リース期間中において維持管理の実施、部品提供や代替照明器具の供給ができること。
- ④地方公共団体との間に本事業と同種の LED 照明リース契約の実績を有していること（共同企業体の場合は、構成員の中で1者以上この要件を満たすこと）。なお、実績については後述の業務実績調書【様式3】に記載すること
- ⑤直近3か年連続で赤字でないこと。（共同企業体の場合は、代表者が直近3か年連続で赤字でないこと）
- ⑥施工にあたっては、市内電気工事事業者を積極的に活用すること。
- ⑦既存の建材に対し穿孔（穴あけ）等を行う場合は、石綿の事前調査を実施すること。なお、調査にあたっては特定建築物石綿含有建材調査者または一般建築物石綿含有建材調査者が行うこと。

### (4) 応募者の制限

次に掲げる者は、応募者または応募者の構成員になることはできない。

- ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者。
- ②破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続きの申し立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされている者。
- ③青森県及び平川市から指名停止等の措置を受けている者。
- ④暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者。
- ⑤国税及び地方税について滞納がある者。（特別な理由により延納、徴収猶予簿承認されている場合を除く。）

## 4 参加意向申出書の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、後述の提出先に次のとおり書類等を提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

### (1) 提出書類

#### ①参加意向申出書

- |                 |       |    |
|-----------------|-------|----|
| ア プロポーザル参加意向申出書 | 【様式1】 | 1部 |
| イ 会社概要書         | 【様式2】 | 1部 |
| ウ 業務実績調書        | 【様式3】 | 1部 |

- (2) 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は、提出期限まで必着のこと）
- (3) 提出期限 令和7年6月4日（水）17時必着

## 5 質問の受付及び回答

本業務及び本プロポーザルに関し、質問がある場合は、以下のとおり質問書【様式4】により事務局に提出すること。なお、質問書以外での問い合わせについては一切受け付けない。

### (1) 質問の方法

質問書【様式4】により電子メール又はFAXで提出すること。なお、提出にあたっては、質問書が到達していることを電話により速やかに確認すること。また、電子メールの件名は「平川市小中学校照明設備LED化事業質問」とすること。

### (2) 質問の受付期間

令和7年5月27日（火）17時まで（必着）

### (3) 質問書の回答

質問者及びその他全ての参加意向申出者に対して通知する。ただし、回答の内容が質問者の具体的な提案内容に密接に関わるものについては、質問者にのみ回答する。

### (4) 参加資格確認結果通知

申込みを行ったすべての事業者に対し、次のとおり結果を通知する。

- ・通知日 令和7年6月5日（木）に通知する。
- ・通知方法 電子メールにより通知した後、本文書を郵送する。

## 6 辞退

参加意向申出書提出後、辞退する場合には、令和7年6月13日（金）までに参加辞退届【様式5】を提出すること。

## 7 企画提案書の提出

### (1) 企画提案書等の提出

参加申込書を提出した者は、提出期限までに後述の提出先へ審査書類及び企画提案書当提出書【様式6】ならびに、書面に記載する添付書類を提出すること。

### (2) 企画提案書等の提出期限

令和7年6月18日（水）17時必着

### (3) 提出方法

正本1部、副本4部を持参または郵送を持参又は郵送

※正本には届出印を押印すること。

### (4) 留意事項

- ①使用言語は、日本語、通貨は日本国通貨、単位は計量法に定めるものとし、全て横書きとする。  
フォントは見やすいフォントとして11ポイント以上とすること。
- ②各提案書類には、各ページ下部中央に提出書類ごとの通し番号を振ること。
- ③用紙の大きさは、A4版で綴じたものとすること。

- ④現場確認等は行わず、仕様書で示す「別紙2 照明器具一覧」を参考に積算のうえ、企画提案書を作成すること。
- ⑤「別紙2 照明器具一覧」にない非常照明、誘導灯または構内灯などについては、企画提案時点ではLED化の対象外とする。
- ただし、最優秀提案者選定後の現場確認により、LED化を実施する場合がある。
- ⑥電気料金削減効果と二酸化炭素削減量については、1施設につき6時間/日×200日点灯すると想定し、次の4点を基本に積算すること。
- ア 東北電力業務用電力(令和5年4月改訂)、従量電灯(令和5年6月改訂)にて積算
- イ 再生エネルギー促進賦課金@3.98円を加算
- ウ 燃料費調整額を含めずに積算
- エ 東北電力発電CO2排出原単位(令和5年度発表)

## 8 事前書類審査

参加表明が4者以上の場合は、前述に基づき提出された企画提案書により事前書類審査を行い、上位3者を決定し後述のプレゼンテーションによる最終審査を行う。

## 9 プレゼンテーション

### (1) 実施日時・場所

令和7年6月26日(木) 予定

※時間及び場所については、別途通知する。

### (2) 実施時間

50分以内(準備・提案内容の説明30分、質疑応答10分、退席・採点10分)

### (3) 出席者

5名以内(出席者は最小限とする)

### (4) その他

ア プレゼンテーションの順番は、市が企画提案書を受理した順番とする。

イ プレゼンテーションの内容は、企画提案書に基づいた内容とし、当日配布がある資料がある場合は、5部用意すること。

ウ プレゼンテーション会場には、スクリーン及びプロジェクター(HDMIケーブル)のみ本市が準備する。

エ 動画やデモンストレーション点灯などは可能とする。

### (5) 評価基準

| 評価項目   | 審査事項                                       | 配点 |
|--------|--------------------------------------------|----|
| 事業遂行能力 | 同種の事業、契約実績が複数あり、適正な契約履行が行われているか            | 10 |
|        | 確実に製品の調達を行うことができ、計画的な施工により工期を遵守する能力を有しているか | 10 |
| 施工等管理  | リース、施工、調査設計等の役割分担が明確で体制が整っているか。            | 10 |

|           |                                                                           |     |
|-----------|---------------------------------------------------------------------------|-----|
|           | 提案内容は、具体性がある実現可能な体制、工程となっており、期限内に早期完了が見込めるか。                              | 5   |
|           | 適正な現場管理により、品質管理、安全管理及び労働者の労働環境、条件等に配慮され、信頼性がある提案内容か。                      | 5   |
| 使用機器      | 提案製品は、累積製造数、販売実績等を有し、仕様書に準じた製品であり、照度・省エネ性能は十分か。資材調達を確保できる体制となっているか。       | 10  |
|           | 提案製品及び工法は、品質、安全性、環境法令上の要求を十分確保できるか。                                       | 5   |
| 事業効果      | 電力消費量やCO2排出量の削減等について、削減効果が十分見込めるか。                                        | 5   |
|           | 地元事業者の活用等、地域経済に寄与した提案であるか。                                                | 10  |
| 独自性       | 市の財政削減や省エネに資する独自の提案等の創意工夫があるか。                                            | 10  |
| プレゼンテーション | プレゼンテーションの内容はわかりやすく、説得力があるか                                               | 5   |
|           | 質疑応答は適切に対応されているか                                                          | 5   |
| 見積金額      | 発注条件及び仕様の遵守並びに品質や安全性の確保を前提として、提案内容に要する費用は適正か。不当なダンピングがなく、適正な価格転嫁が行われているか。 | 10  |
| 合 計       |                                                                           | 100 |

## 10 最優秀提案者の選定

### (1) 選定方法

提案の審査・評価、「小中学校照明設備LED化事業に係る公募型プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）」において内容を総合的に評価し、評価点数の合計が最も高い提案者を本プロポーザルの最優秀提案者とする。

なお、最も高い点数の提案者が複数の場合は、見積書の金額が最も安価な提案者を上位として選定し、金額も同額の場合は選定委員の多数決により選定する。

ただし、総得点が高くても仕様書に沿わない場合や得点が著しく低い審査項目がある場合は、最優秀提案者としがない場合がある。

### (2) 選定結果の通知・公表

選定結果は、最優秀提案者選定後、全提案者へ通知する。また、最優秀提案者名を本市ホームページに公表する。

## 11 失格要件

次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- ① 提出期限までに企画提案書を提出しない場合
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 本実施要領及び仕様書に示した提出に関する条件に適合しない場合
- ④ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

- ⑤ 提案金額が、上限額を超過した場合
- ⑥ 参加資格を満たしていない場合又は満たさなくなった場合
- ⑦ プレゼンテーション開始時刻までに会場等に来なかった場合
- ⑧ その他選定結果に影響を与えるような不正行為を行った場合

## 12 契約手続きについて

最優秀提案者の決定後、提案内容に基づき、仕様等について精査・協議を行い、合意した場合に契約を締結する。なお、契約にあたっての主な留意事項は次のとおりである。

- (1) 提案内容をそのまま委託するものではない。
- (2) 業務の全部又は一部について、本市の承諾なしに再委託することはできない。
- (3) 契約は、各1通を保有する。
- (4) 審査会による特定後、最優秀提案者から辞退の申し出があった場合もしくは契約の相手方として不適格である判断されたときは、契約を締結しない場合がある。この場合において、市は最優秀提案者が要した費用を補償しない。
- (5) 最優秀提案者との協議が整わないときは、次順位の提案者と順次契約に関する協議を行うことができる。

## 13 その他

- (1) 提出書類は返却しない。
- (2) 提出後の訂正、差し替えは、本市から指示があった場合を除き認めない。
- (3) 提出された書類は、本プロポーザルにおける候補者選定以外の目的では使用しない。
- (4) 本プロポーザルにかかる費用については、すべて参加申込者の負担とする。やむを得ない理由により本プロポーザルが中止された場合においても、それまでに要した費用を本市に請求することはできない。
- (5) 参加意向申出書の提出後に本プロポーザルへの参加を辞退するとき（選定後に辞退するときも含む。）は、辞退届（任意様式）を提出すること。ただし正当な事由による辞退と認められない場合にはその後の本市入札応募を受け付けない場合がある。
- (6) 参加申込者又は企画提案者が1者の場合でもプロポーザルを実施する。
- (7) 提案書の著作権は、当該提案書を作成したものに帰属するものとするが、当該業務の契約相手となったものが作成した提案書については、市が必要と認める場合には、市は事前に通知・承諾を得た場合において、その一部または全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。
- (8) 参加申込者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできないものとする。
- (9) 手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は計量法に定めるものとする。
- (10) LED化対象小中学校へ電話等により直接問い合わせることは厳に禁止する。
- (12) 本業務は、プロポーザル方式により事業者を選定するものであるため、具体的な工事内容は企画提案書に記載された内容を反映しつつ発注者との協議に基づいて決定するものとする。

- (13) 最優秀提案者決定後の現場確認等により仕様書で示す「既存器具データ」との相違があった場合には、発注者と協議をすること。
- (13) 既設設備の撤去工事、本設備の設置工事及び維持管理において優先交渉権者が市内事業者の活用を行い、地域への経済波及効果に資するよう配慮すること。
- (14) 今後の社会情勢や財政事情の大幅な変化、その不可抗力等により、事業計画の変更又は延期、中止をする場合がある。この場合は参加者に対して本市は責任を負わないものとする。

## 14 スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは以下のとおりとするが、状況に応じて変更する場合がある。

| 実施内容           | 実施期間または期日                           |
|----------------|-------------------------------------|
| プロポーザル実施要領等の公表 | 令和7年5月21日（水）                        |
| 質問の受付期間        | 令和7年5月21日（水）から<br>令和7年5月27日（火）17時必着 |
| 質問に対する回答       | 令和7年5月29日（木）                        |
| 参加意向申出書提出期限    | 令和7年5月21日（水）から<br>令和7年6月4日（水）17時必着  |
| 参加資格確認結果通知     | 令和7年6月5日（木）                         |
| 企画提案書提出期限      | 令和7年6月18日（水）17時必着                   |
| プレゼンテーション      | 令和7年6月26日（木）                        |
| 選考結果通知・公表      | 令和7年6月27日（金）                        |
| 契約締結           | 令和7年7月 中旬予定                         |

## 15 提出・問い合わせ先

〒036-0104 青森県平川市柏木町藤山2-5-6

平川市教育委員会 学校教育課 学校管理係

T E L : 0172-55-5743

F A X : 0172-55-5809

E-mail : gakkoukyouiku@city.hirakawa.lg.jp